

居宅介護支援重要事項説明書
<2024年10月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5670-8100(月～金曜日午前9時～午後5時まで)
担当 < >
※ご不明な点は何でもお尋ねください。

2. 葛飾区医師会指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	葛飾区医師会指定居宅介護支援事業所
所在地	〒124-0012 東京都葛飾区立石6丁目8番14号 パークアベニュー1階
介護保険指定番号	居宅介護支援 (葛飾区 1372200079号)
サービスを提供を実施する地域※	葛飾区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業者の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名(介護支援専門員兼務)		1名
介護支援専門員	2名(管理者兼務含む)	1名	3名
事務職員	1名		1名

(3) 営業時間

平日	午前9時～午後5時
土、日、祝日	休み その他 12月29日～1月3日は休み

※営業日以外も携帯電話にて緊急連絡に対応しています。
携帯電話番号 090-4913-1781
(葛飾区医師会訪問看護ステーションと兼用)

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

※流れ・・・申込み～訪問、契約、サービス内容の決定、相談～計画作成～
マネジメント～モニタリング

※内容・・・利用受付と相談、申請代行、訪問調査、計画作成、サービス担当者会議、介護サービス提供事業者への依頼・調整、苦情処理

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(2) 交通費

葛飾区内にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

ご利用様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 当事業所は一般社団法人葛飾区医師会が運営します。
- ② 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、要介護又は要支援状態にある者及びその家族などの要望、選択に十分配慮しつつケアプランを作成し、サービス担当者会議での関係者間の協議を経て、その現実に必要な諸介護サービスを調整します。更にケアプランに基づいて諸介護サービスが適切に行われているかを確認、点検しつつ諸介護サービスを受ける者の状態の把握に努めます。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係区市町村地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントの実施
末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ情報提供をします。
 - ・24時間連絡がとれる体制を確保します。
 - ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。
 - ・主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への情報提供をします。
- ⑤ 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることと共に、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- ⑥ 利用者は「介護サービス情報の公表」制度に基づき、事業所の介護サービスの情報を得る事ができます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

介護計画作成の課題分析は日本訪問看護振興財団方式を使用します。この方式は多方面からの情報を分析し、ニーズを把握することにより、適切な目標を設定でき、自立に向けての援助計画、がたてられるものです。また、医療依存度の高い利用者の計画にも適しています。

(3) 計画作成にあたっての公正性・中立性

- ・サービス事業者の選定又は推薦に当たり、介護支援専門員は利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。
- ・6か月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画数の割合及び6か月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合について文書を交付し説明をします。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談、苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

担 当 管 理 者 電 話 03-5670-8100

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

葛飾区役所介護保険課 電 話 03-3695-1111

東京都国民健康保険団体連合会 電 話 03-6238-0177

7. 当事業所の概要

- ・名 称 葛飾区医師会指定居宅介護支援事業所
- ・法人名 一般社団法人 葛飾区医師会
- ・法人代表者役職、氏名 会長 大山 高令
- ・本事業所所在地 〒124-0012東京都葛飾区立石6丁目8番14号
パークアベニュー1階
- ・電話番号 03-5670-8100
- ・営業所数等 居宅介護支援 1ヶ所
訪 問 看 護 1ヶ所

8. 事故発生時の対応

○利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には

- (1) 速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡及び報告を行ないます。
- (2) 事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- (4) その他の対処の方法については、葛飾区医師会理事と相談のうえ決めます。
- (5) 入院を伴う事故等の時は、区役所介護保険課にも報告します。

契約をする場合は以下の確認をすること

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	〒124-0012東京都葛飾区立石6-8-14 パークアベニュー1階	
	名称	葛飾区医師会指定居宅介護支援事業所	
説明者	所属	葛飾区医師会指定居宅介護支援事業所	
	氏名		印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

利用者	住所		
	氏名		印
(代理人)	住所		
	氏名		印